屋外広告物の許可手続き 忘れていませんか?

屋外広告物の設置には許可が必要です!

- ✓ 枚方市では、平成 26 年度から大阪府より事務移譲を受け、枚方市屋外広告物条例に基づき屋外広告物の許可事務を行っています。(屋外広告物法:昭和 24 年施行)
- ✓ 敷地内にある全ての屋外広告物(看板)の表示面積の合計が「7㎡」を超える広告物を表示・設置するには、市の許可が必要です。
- ✓ 許可が必要な屋外広告物が無許可となっている場合は、違法広告物に該当しますので、 速やかに許可手続きをして下さい。
- ✓ 落下事故等を防ぐために、適正な安全点検の実施が必要です。

条例に違反して屋外広告物を表示・設置した場合は、 法的措置として改善命令、代執行、罰則の規定があります!

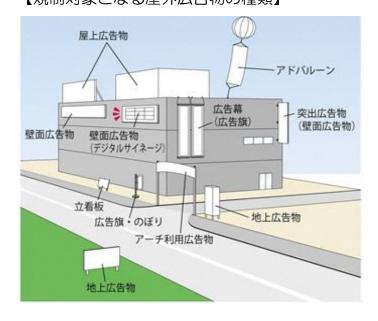
申請の方法について

別紙申請書類一式および枚方市 HP「屋外広告物の基準と許可申請等の手続き」をご参照ください。

【ポイント】

- 屋外に設置されている広告物すべての「総面積」が対象となります。
- 2年に一度、継続手続きが必要となり、その都度手数料が必要です。
- テナントビルに入居している場合で、他社の広告物も併せて設置されている場合は、まとめて一括で申請する必要がありますので、ビル管理会社等とご相談ください。
- 高さ4mを超える広告物は有資格者による点検が必要となり、その報告書を併せて届け出る必要があります。

【規制対象となる屋外広告物の種類】



屋外広告物とは

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に対して表示・設置される立看板、地上広告物、壁面広告物、 屋上広告物、などの広告物をいいます。

このなかには<mark>商業広告など営利目的のもの</mark>はもちろん、個人の名前や事務所・営業所名、コーポレートカラー、シンボルマーク、商標等の表示なども含まれます。

くお問い合わせ先>

枚方市 都市整備部 住宅まちづくり課

景観・住宅グループ

TEL: 072-841-1478 (直通) MAIL: jumachi@city.hirakata.osaka.jp

HP: 枚方市 HP より「屋外広告物」で検索